

令和2年度
(2020年度)

健康福祉部の取り組み

<部長の方針・考え方>

新型コロナウイルス感染症への対策や支援を最優先に、市民生活に寄り添う健康福祉施策を進めます。

- ①健康・医療・福祉・介護など健康福祉分野における相談窓口を集約し、市民にわかりやすい相談体制を整備します。
- ②関係団体や関係機関と連携を図りながら、各種計画の策定、条例制定を行い、健康福祉施策を推進します。
- ③全世代にわたる市民の健康と福祉の増進を図ります。

<部の構成>

健康福祉総務課
地域健康福祉室
福祉指導監査課
特別定額給付金室

<主な担当事務>

- (1)健康・医療・福祉に関すること。
- (2)健康福祉相談に関すること。
- (3)障害者福祉に関すること。
- (4)生活保護に関すること。
- (5)高齢者福祉・介護保険に関すること。
- (6)健康増進・介護予防に関すること。
- (7)母子保健に関すること。
- (8)福祉関連法人の指導監査等に関すること。

具体的な取り組み：健康福祉総合相談窓口について

地域共生社会の実現に向けて、健康・福祉・子育て・介護・障害・生活困窮などの複合する課題に対応できる「健康福祉総合相談担当」の窓口を設置し、多種多様な悩みを抱えた方々の相談や課題に対し、関係機関との情報共有など、連携して円滑かつ適切に対応できるように取り組みます。

また、新型コロナウイルス感染症拡大により市民生活に大きな影響を及ぼすこととなった為、新たな窓口として「コロナ関連生活支援コールセンター」を開設し、新型コロナウイルス感染症対策として新たな施策や拡充された制度などの情報提供や適切な相談窓口を紹介するなど迅速な対応を行っていました。今後は新型コロナウイルス感染症の減少に伴い、生活支援コールセンターの体制を縮小しつつ、第2波を見据えた対応に努めます。

北部支所にある「すこやか健康相談室（北部リーフ）」においては、北部エリアの乳幼児の発達支援や育児相談、健康相談や健康づくりの啓発活動を行っていますが、今後は「健康福祉総合相談担当」の機能である福祉分野に係る相談なども受ける体制を整備します。

具体的な取り組み：住居確保給付金の支給対象拡大への対応

新型コロナウイルス感染症の拡大等の影響により、住居を失うおそれが生じている方への支援を拡大することが重要となっていることから、住居確保給付金の支給要件の緩和が実施されるなど、それら支給対象拡大への対応に適切に努めます。

また、住まいに関する課題のみでなく、生活資金そのものに困られている方への支援にも対応するため、市民会館大ホールロビーにて社会福祉協議会の緊急小口資金、生活総合資金の貸付相談との合同受付窓口を設置しました。様々な課題を抱える生活困窮者に対して、一人ひとりの状況に合った他制度の紹介・案内等を含めた包括的な支援を行います。

具体的な取り組み：新型コロナウイルス流行下における妊産婦への切れ目ない支援の充実

新型コロナウイルス感染症の流行が続く中、不安を抱える妊産婦に対し、妊娠・出産から子育て期までの切れ目のない支援として、マスクの配付及び 50,000 円の妊婦特別給付金の支給や、分娩前の新型コロナウイルス検査費用を補助します。感染した妊産婦に対しては、保健師等が訪問や電話等で、不安や孤立感の解消、育児技術の提供など寄り添った支援を行います。

また、感染症予防にも考慮し、妊産婦がより利用しやすい事業の展開として、動画教材のインターネット配信やオンラインを用いた相談、マタニティスクール等、積極的な情報提供や相談を実施します。集団で実施している乳幼児健康診査についても、一部を個別健診とするなど、健診内容を見直し、3密を避けて感染予防対策に努めながら実施します。

具体的な取り組み：(仮称) 枚方市成年後見制度利用促進計画の策定

平成 28 年に成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行され、市町村は、国が定める成年後見制度利用促進基本計画を勘案し、市町村計画を策定するよう努めるとされたことから、(仮称) 枚方市成年後見制度利用促進計画を策定します。策定にあたっては、枚方市社会福祉審議会へ諮問を行い、市民や事業所等からの意見をふまえて専門的な知見からの審議を頂き、答申を経て計画の策定を行います。

具体的な取り組み：枚方市障害福祉計画（第 6 期）・枚方市障害児福祉計画（第 2 期）及び枚方市障害者計画（第 4 次）の策定について

令和 2 年度末の計画期間の完了に伴い、令和 3 年度から 5 年度を計画期間とする、枚方市障害福祉計画（第 6 期）・枚方市障害児福祉計画（第 2 期）（以下福祉計画等）を策定します。

また、従来の計画期間が 10 年間で、終期を平成 33 年度末（令和 3 年度末）までとしていた枚方市障害者計画（第 3 次）改訂版についても、社会状況の変化に柔軟な対応ができることや、両計画の整合性を図ることができるといった観点から、計画終了を令和 2 年度末に前倒し、計画期間を 6 年間としたうえで、第 4 次計画を福祉計画等と並行して策定します。

具体的な取り組み：ひらかた高齢者保健福祉計画 21（第 8 期）の策定

本計画は、介護保険法で 3 年を 1 期として策定が義務付けられている介護保険事業計画と老人福祉法に基づく老人福祉計画を一体的に策定するもので、令和 3 年度から令和 5 年度までにおける介護給付等対象サービスや、地域支援事業の必要量の見込みなどについて定めるとともに、介護保険料の改定も盛り込んだ計画とするものです。

具体的な取り組み：(仮称) 枚方市手話言語条例の制定

市民の手話への理解と普及を進めるとともに、聴覚障害者の自立と社会参加の促進を図り、すべての市民が安心して共に生きる地域社会の実現を目指し、(仮称) 枚方市手話言語条例の制定に向け取り組みます。

そのため(仮称) 枚方市手話言語条例策定審議会を設置し、当事者や関係団体も交え幅広いご意見をいただくとともに、庁内関係部署による議論も深めながら制定します。

具体的な取り組み：全世代にわたる健康づくり

生活習慣病予防やその重症化予防を図るため、がん検診を受けて要精密検査となった方について、精密検査を必ず受けていただけるよう更なる受診勧奨に努めるとともに、国保データベース(KDB) システムのから糖尿病の治療中断者を抽出するなど、データを効果的に活用することで、糖尿病腎症の重症化予防を図るとともに、医療、介護、保健等のデータを活用し保健事業と介護予防の双方を一体的に実施できるよう体制を整備します。また、受動喫煙の防止および禁煙の促進については、健康保険による禁煙治療を開始した禁煙希望者に対し、治療終了後に治療費の自己負担分の補助を行うことで禁煙希望者の支援を行います。

これらの全世代にわたる健康づくりを推進していくにあたり、今年度から当部に移管された「ひらかたポイント制度」を活用し、特定健診や各種がん検診等の更なる受診促進のほか、健康のための運動習慣の定着促進、高齢者のフレイル予防と生きがいの増進の後押し等のポイント制度の積極的な活用やポイント利用促進についても健康づくりや介護などの分野に拡大し、ポイント制度の魅力増進に取り組みます。

具体的な取り組み：健康寿命延伸に向けた取り組み

各計画の目標達成に向けた成果指標の設定や取り組みの着実な推進が図られるよう評価できる体制を構築し、各ライフステージにおける必要な取り組みを行いながら健康に無関心な世代への取り組みを重点的に実施します。また、公民連携や地域協働による取り組みの促進や地域主導の取り組みへの支援を強化します。

具体的な取り組み：高齢者のICT利用促進に向けた基礎調査

新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」を高齢者に推進するためには、スマートフォンやパソコンの所有状況、インターネットや電子決済の利用状況等を把握・分析し、対策を講じる必要があります。そこで、65歳以上の高齢者を対象としてICT利用に関する基礎的な調査を実施するものです。

具体的な取り組み：救急医療体制の整備

本市には、休日や夜間の急病に対応する初期救急医療機関から高度救命救急医療機関まで、救急医療体制が整備されており、この機能を維持し、引き続き確保します。また、老朽化した医師会館及び休日急病診療所の市立ひらかた病院整備後の有効活用地への移転に伴う総合的な初期救急医療体制の再構築を進めるにあたり、運営及び費用負担等について、関係諸団体、諸機関と協議・調整を行います。

具体的な取り組み：骨髄バンクドナー支援事業

ドナー及びドナーが従事している事業所に対し、ドナーが通院（検査）・入院に要した日数に応じて奨励金を交付することにより、骨髄等移植及びドナー登録の推進を図るため、骨髄バンクドナー支援事業を創設します。

具体的な取り組み：特別定額給付金の給付

国が決定した特別定額給付金について、世帯構成員1人当たり10万円を給付するに当たり、申請に基づき適確に交付事務を進めます。